

新型リフォームローン 『あっと・ほ～夢“J”』

商品名 (愛称)	あっと・ほ～夢“J”
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満18歳以上65歳以下で、最終完済時において満75歳以下の方。 ・勤続(営業)年数2年以上、かつ安定・継続した収入の見込める方。 ・住居が本人または同居家族の所有物件である方。 ・リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含む場合、借換対象ローンが直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。 ・融資金を業者振込できる方。 ・原則として、団体信用生命保険に加入できる方。(保険料は当金庫負担) ・㈱ジャックスの保証が受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 ③地区内に転居することが確実と見込まれる方。 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたいただかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
お使用みち	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の増改築及びバリアフリー工事資金 ② 住宅の設備機器及び介護機器購入資金 ③ 太陽光発電システム、エコキュート等購入及び付帯工事資金 ④ 耐震強化工事資金等 ⑤ 上記①～④のリフォーム資金と他金融機関・他社のリフォームローン資金の借換を合わせた資金(ただし、当金庫の借換資金は除く) ⑥ 上記①～④のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金。ただし、住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あること。(ただし、当金庫の借換資金は除く) ⑦ リフォームローンの借換資金 ⑧ 上記①～⑥のリフォーム資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金 ⑨ 10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システムの購入資金 ただし、①～⑨とも事業性資金は除く
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,500万円以内(1万円単位) ただし、自営業者の場合は、1,000万円以内とする。 また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とする。 資金用途⑧については、50万円以内とする。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位) ただし、借換資金のみの場合は、残存期間を上限とする。

ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利型といたします。 ・ ご融資利率は、融資実行日における当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します。 ・ ご融資後の金利の見直しにつきましては、当金庫の住宅ローンプライムレートを基準に毎年4月1日、10月1日を基準日として、基準日現在における適用利率を新金利とします。 ・ 新利率は、基準日以降、最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日から適用されます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等返済とし、ボーナス併用返済もできます。 ・ ボーナス返済は元金の50%以内とし、年2回の6ヶ月間隔のご返済となります。 ・ 利率変動後の新返済金額が前回返済金額の1.25倍を超えるときは、1.25倍を限度とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)ジャックスが保証しますので必要ありません。ただし次の場合は必要となります <ul style="list-style-type: none"> ①ジャックスが必要と認めた場合 ②団体信用生命保険に加入できない方
保証料 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料は、ご融資利率に含まれます。 ・ 各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申し込みの際は、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率や返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。